

令和8年度 指名停止情報の公表

令和8年6月3日

| 番号 | 有資格業者名 | 指名停止理由 | 措置期間 | 適用条項 | 決定日 | 備考 |
|----|-----------------|---|---------------------------|---|----------|-----------------------------------|
| 1 | (株)大林組 | 当該業者及びその社員2名は、令和6年12月25日、山梨県南巨摩郡富士川町におけるトンネル新設工事に関し、鯉沢労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日、鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 | 令和8年5月8日から 令和8年6月7日まで | 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第2第9号(その他不正又は不誠実な行為) | 令和8年5月7日 | |
| 2 | 共栄石油(株) | 当該業者は、軽油販売業者による価格カルテル事件について、独占禁止法違反の疑いで令和8年4月17日、公正取引委員会から検事総長に告発された。 | 令和8年6月4日から 令和8年12月3日まで | 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第2第4号(独占禁止法違反行為) | 令和8年6月3日 | |
| 3 | 日本ハイウェイ・サービス(株) | 当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為(不当な取引制限の禁止)を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 | 令和8年6月4日から 令和8年12月3日まで | 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第2第3号(独占禁止法違反行為) | 令和8年6月3日 | 併せて白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領第4条第3項を適用 |
| 4 | (株)クリーン工房 | 当該業者の代表取締役(当時)は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与したとして、令和8年3月27日、公職選挙法違反でさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 | 令和8年6月4日から 令和8年7月3日まで | 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第2第9号(その他不正又は不誠実な行為) | 令和8年6月3日 | |